

企画競争説明書

業務名称：アフリカ地域サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ実施促進支援業務Ⅱ

案件番号：19a00144

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年11月20日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年11月20日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アフリカ地域サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ実施促進支援業務Ⅱ
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - () 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年1月下旬 ～ 2022年11月
以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。
 - 第Ⅰ期：2020年1月 ～ 2020年12月
 - 第Ⅱ期：2021年1月 ～ 2022年11月なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約1課、大垣内(Ogaito.Ayumi@jica.go.jp)】

注)書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(例:特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年11月27日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年12月2日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年12月6日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「**コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン**」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 参加国で共有すべき優良事例の抽出・整理及びウェブサイト立ち上げ等の業務（現地再委託費）： 8,000千円
 - b) AI-CD ウェブサイトの維持管理等（メーリングリスト運営を含む。）の業務（国内再委託費）： 12,000千円
 - c) ローカルコンサルタントの第三国渡航経費（一般業務費）： 750千円

- d) パンフレット作成費（一般業務費）：1,000千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) KES 1 = 1.064230 円
- b) US\$ 1 = 108.928000 円
- c) EUR 1 = 121.071000 円
- 5) その他留意事項（以下、例）
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／援助協調／資金動員
- b) 各国事業形成促進

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 16.0 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点

30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年1月7日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される

場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：自然環境・気候変動対策に係る各種調査
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
 - 1) 業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
 - 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。
 - 3) 作業計画
 - 4) 要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
 - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 業務管理体制の選択
本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。
 - 2) 評価対象業務従事者の経歴
評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
 - 業務主任者／援助協調／資金動員
 - 砂漠化対処／各国事業形成促進各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。
【業務主任者（業務主任者／援助協調／資金動員）】
 - a) 類似業務経験の分野：開発資金調達にかかる各種調査
 - b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及びその他全途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験【業務従事者：担当分野 砂漠化対処／各国事業形成促進】
 - a) 類似業務経験の分野：事業形成にかかる各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及びその他全途上国
 - c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- | |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。</p> <p>注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。</p> <p>注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。</p> <p>注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)
(1) 類似業務の経験	6.00
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00
2. 業務の実施方針等	(30.00)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00
(3) 要員計画等の妥当性	6.00
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／援助協調／資金動員	(40.00)
ア) 類似業務の経験	16.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00
ウ) 語学力	10.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00
オ) その他学位、資格等	-
(2) 業務従事者の経験・能力：砂漠化対処／各国事業形成促進	(20.00)
ア) 類似業務の経験	12.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00
ウ) 語学力	4.00
エ) その他学位、資格等	-

第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザル等を作成するための参考情報として注意書きしたものであり、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

1. 業務の背景（イニシアティブの背景）

サブサハラ地域では、貧困、内戦、紛争、難民、干ばつによる飢餓、HIV/エイズ等、開発課題が山積している。国連砂漠化対処条約（UNCCD）の報告によれば、アフリカ全体で50%以上の土地が土壌劣化の問題を抱えていると同時に、過去3年間に発生した最も深刻な干ばつ被害10件のうち、7件はサブサハラアフリカで発生しているとされる。サブサハラアフリカ諸国を含む開発途上国では、貧しい人々の多くが自然資源に頼って生活しており、貧しさゆえに過度に資源を使用してしまい、資源が枯渇し、さらに土壌劣化や貧困が進むという負の連鎖に陥っている。また、近年の気候変動も干ばつや砂漠化をより深刻な状態にさせていると言われている。

中長期的な観点からは、当該地域、特にサヘルやアフリカの角地域の貧困問題は、難民問題やテロ等、グローバルレベルでのより大きなリスクにつながる恐れがあると考えられる。このような当該地域を取り巻く厳しい状況の一方、大規模な干ばつ被害時以外には、国際社会の干ばつ・砂漠化への関心は必ずしも高いとは言えず、これらの地域への資金動員も十分でないという現状にある。

持続可能な社会を実現するには、開発プロセスをその国自身が主導することが必要である。しかしながら、脆弱国と呼ばれる国を多数含む本地域では、自らが開発課題を特定し、主体的に対応する上で、ガバナンスやリソース、キャパシティの欠如といった大きな課題に直面している。JICAは、これまで一貫して途上国のオーナーシップと自助努力による開発プロセスを支援してきた。また、自然環境保全や気候変動対策に関する我が国自身の、及び、途上国支援の豊富な知見や経験を有している。これらの強みを活かし、JICAは、新たなイニシアティブを通じ、アフリカの角・サヘル地域が効果的な砂漠化対処や気候変動レジリエンス強化を促進するための政策立案・実施に必要なキャパシティ強化を支援することとなった。

これらの背景を踏まえ、JICAは、ケニア政府及びセネガル政府とともに、2015年10月にトルコのアンカラで開催されたUNCCD第12回締約国会議（COP12）において、「サブサハラアフリカにおける気候変動・干ばつへのレジリエンス強化のためのアフリカン・イニシアチブ～TICAD6に向けて～」と題したサイドイベントを開催した。本イベントにおいてJICAは、サブサハラアフリカ乾燥・半乾燥地における事業を紹介するとともに、同地域におけるレジリエンス強化に向けた3つの課題として、知識の共有、資金調達、人的資源開発を提示した。また、当該分野の関係者の能力強化を通じた効果的かつ持続可能な事業の普及展開、ひいては国家やコミュニティのレジリエンス強化への貢献を目指す旨を発表した。

これを受け、2016年8月にケニアで開催されたアフリカ開発会議（TICAD6）において、ケニア政府、セネガル政府、JICA及びUNCCD事務局の共同提案として「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）」を正式に立ち上げ、TICAD 6（2016年）からTICAD 8（2022年予定）までの約6年間の活動を行うことを決定した。

AI-CDにおいて事務局を務めることとなったJICA（地球環境部）は、これまでに、AI-CDに資する活動として、「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジ

リエンス強化イニシアティブ情報収集・確認調査」を2017年7月から2019年10月まで実施している。本調査により、①サヘル及びアフリカの角各地域での地域会合の実施、②国際会議におけるサイドイベント等（TICADやUNCCDのCOP）の実施、③ネットワーク化、知識共有、資金へのアクセスに関する活動等を実施し、以下の成果を得てきた。

- （1）AI-CD 参加国が実施を希望する砂漠化対処事業について、外部資金を獲得するための事業概要書の作成にあたって必要な情報を提供し、作成を促進。また、3か国において、同概要書の作成や必要なステークホルダー・コンサルテーションのための国内ワークショップを実施。
- （2）AI-CD の公式パートナー機関（FAO 等 4 機関）及びその他の国際機関やドナーとの AI-CD 促進に関する連携可能性に関する情報収集及び個別協議を実施。
- （3）AI-CD ウェブサイトの構築・運営及び同ウェブサイトや SNS を通じた広報や情報発信。
- （4）我が国の砂漠化対処支援に関する過去の支援の成果等のとりまとめ、及び、各国が砂漠化対処に取り組むためのガイドライン等の作成。
- （5）AI-CD 参加国で事業を展開している日本企業の情報や事業概要の収集及び連携の可能性を検討するための分析、同企業との個別協議の実施。
- （6）日本の科学技術を用いた AI-CD への貢献策の検討（砂塵予測システム構築と AI-CD 参加国への適応等）。

また、国際会議の場におけるサイドイベント実施などを通じ、国際社会における砂漠化対処の重要性の発信、我が国・JICAの当該分野の支援のプレゼンスの向上といった成果も得られている。2019年9月には、インドで行われたUNCCD COP13の機会にAI-CDの中間レビューを行い、AI-CD後半の活動計画を策定した。

2. イニシアティブの概要

AI-CDは、AI-CD参加15ヶ国の砂漠化対処を促進することにより、気候変動に対するレジリエンス強化に貢献するためのプラットフォームである。AI-CD参加国のオーナーシップと開発パートナーとの間のパートナーシップの理念の下、活動を行っている¹。

（1）目的

- 1）サヘル及びアフリカの角地域におけるAI-CD参加国の砂漠化対処を促進することにより、気候変動に対するレジリエンス強化に貢献する。また、砂漠化に関する国際社会の関心を高める。
- 2）本イニシアティブを通じ、我が国及びJICAの当該地域・分野支援のプレゼンスを向上させる。

（2）期待する成果

- 1）AI-CD参加国・パートナー機関（その他、開発ドナー含む）の間でネットワークが構築される。
- 2）当該地域の砂漠化対処に係る取組や優良事例に関する知識共有が促進される。
- 3）AI-CD参加各国が利用可能な開発資金へのアクセスが向上される。

（3）活動

- 1）サヘル及びアフリカの角各地域での地域会合実施（年1回目途）。

¹ 詳細は、配布資料「AI-CD概要（和文）」等を参照。

- 2) 国際会議（TICADやUNCCDのCOP含む。）におけるサイドイベント等の実施。
- 3) ネットワーク化、知識共有、資金へのアクセスに関する活動。
- 4) その他

(4) 期間

2016年8月～2022年8月（約6年間） ※ TICAD 6からTICAD 8まで

(5) 共催機関・参加国・パートナー機関

1) 共催機関

国連砂漠化対処条約（UNCCD）、ケニア政府、セネガル政府及びJICA

2) 参加国

【アフリカの角地域】ケニア、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ソマリア、南スーダン、スーダン

※共催機関であるケニア政府はアフリカの角地域を主導する国であり、その窓口は、ケニアの環境森林省及びケニア森林研究所が担う。

【サヘル地域】セネガル、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア

※共催機関であるセネガル政府はサヘル地域を主導する国であり、その窓口は、セネガルの環境持続的開発省が担う。

3) パートナー機関

国連砂漠化対処条約（UNCCD）、国連食糧農業機関（FAO）、地球環境ファシリティ（GEF）、サヘル諸国旱魃対策委員会（CILSS）、国際乾燥地農業研究センター（ICARDA）及びJICA

(6) 本イニシアティブに関連するJICAプロジェクト

1) ケニア 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト（CADEP）（2016～2021年）²

2) 課題別研修：サブサハラ砂漠化対処を通じた気候変動に対するレジリエンス強化（2017～2021年、JICA筑波）

3. 業務の目的

本業務は、2016年8月27日にケニア政府、セネガル政府、JICA、UNCCDが署名した「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）」に関する合意文書を踏まえ、同イニシアティブ後期（2019年11月～2022年10月）のJICAが担う事務局機能・活動を支援するものである。

4. 業務の概要

本件業務はAI-CDの活動に係る以下の5項目であり、その詳細はAI-CDの共催機関、参加国及びパートナー機関等の意向を踏まえ具体化していくこととなる。このため、AI-CDの活動全体を俯瞰・把握し、発注者やAI-CDの共催機関、参加国及びパートナー機関等とも協議のうえ、適切な活動を計画・実施する必要がある。

² アフリカの角地域の地域会合は、ケニア政府との協力の下、本プロジェクトの「地域協力」事業として実施している。

- (1) 年次会合の実施支援
- (2) 国際会議におけるサイドイベント等の実施支援
- (3) 参加国間の知識・知見の共有
- (4) AI-CD参加国の外部資金へのアクセス向上
- (5) その他付帯業務

5. 実施方針及び留意事項

(1) 実施期間

AI-CDは、2016年のTICAD 6から開始し、2022年のTICAD 8で終了する予定である。本業務の対象期間は、TICAD 8が2022年8月に開催されることを想定し、2019年12月～2022年10月とする³。

(2) 契約履行期間を分割した契約書の締結

本業務については、以下の2つの履行期間に分割して契約書を締結する。なお、以下具体的に記載された業務は、当該契約履行期間のみの業務となる。

- 2020年1月～2020年12月
年次会合（第4回サヘル地域会合、第4回アフリカの角地域会合）に係る業務
「知識共有」ウェブサイトの完成
国際機関・ドナー等の支援モダリティ等の情報収集、整理
- 2021年1月～2022年10月
年次会合（第5回サヘル地域会合、第5回アフリカの角地域会合）に係る業務
国際会議（UNCCD COP15、TICAD8）に係る業務
優良事例活用のための「ガイドライン」の完成と紹介
パンフレットの作成

(3) AI-CD参加国のオーナーシップの尊重

AI-CDは参加国のオーナーシップに基づくイニシアティブであり、これまでも、共同機関であるケニア環境森林省・ケニア森林研究所、セネガル環境持続開発省の強いオーナーシップと発注者の資金的支援及び技術的助言の下で進められている。

受注者はこの基本理念を踏まえ、AI-CD参加国のオーナーシップを尊重し、本業務を実施すること。

(4) 具体的な活動の立案・実施に際しての発注者との相談

上述のとおり、AI-CD活動は、AI-CDの共催機関、参加国及びパートナー機関等の意向を踏まえ具体化していくことになる。また、砂漠化対処や気候変動に関する国際交渉等、砂漠化や気候変動関連の開発資金の動向により、AI-CDの活動を柔軟に調整・変更していく必要があることから、本事業の実施にあたっては、関連する国際的な動向を絶えず把握した上、これらと整合させ、参加国のニーズを十分踏まえた業務の立案・実施を行う必要がある。

³ TICAD 8が2022年9月以降に実施される場合は、発注者と受注者で協議を行い、必要に応じ契約履行期間の延長を行う。

具体的な業務の立案・実施に当たっては、発注者と緊密に情報交換、相談を行うこととする。発注者は、これら相談事項について遅滞なく検討し、必要な業務内容の指示、又は受注者の提案の承諾を行う。

(5) ネットワーク構築への配慮

AI-CDの「期待される成果」の最優先項目として、参加国・パートナー機関間でのネットワーク構築が挙げられている。この目標は、年次会合・サイドイベントの開催やAI-CDウェブサイトの運営、その他のAI-CD活動を通じて達成することが想定されている。受注者は、この最優先事項である「ネットワークの構築」を念頭に、本件業務を実施すること。

(6) ローカルリソースの確保

AI-CDの共催機関であるセネガル及びその他参加国等との円滑な情報交換や効率的な業務実施等を目的として、セネガルにおいて、適切なローカル人材⁴を確保すること。なお、当該人材については、参加国への渡航が可能な人材とする。

(7) 預り金の経理処理

AI-CD活動への支援業務に加え、地域会合参加者に係る旅費の支給等の経理処理を付帯業務として実施する。

これら経理処理の対象経費については、預り金として計上する。預り金の精算については、契約金額の「直接経費」と同様の精算を行うこととする。

6. 業務の内容

(1) 年次会合の実施支援

1) 年次会合開催予定

AI-CDの年次会合は、サヘル地域とアフリカの角地域でそれぞれ個別に開催され、サヘル地域会合についてはセネガル政府、アフリカの角地域会合についてはケニア政府が主催し、発注者が共催する予定である。AI-CD後期活動における年次会合の開催予定は下表のとおり。

年次会合	実施時期	実施場所
第4回サヘル地域会合	2020年4月頃	コートジボアール・アビジャン（仮）
第4回アフリカの角地域会合	2020年7月頃	ケニア・ナイロビ
第5回アフリカの角地域会合（最終）	2021年5月頃	ケニア・ナイロビ
第5回サヘル地域会合（最終）	2021年7月頃	セネガル・ダカール

2) 年次会合の内容（予定）⁵

⁴ AI-CDの上半期の活動においては、JICAセネガル事務所がローカル人材（元セネガル環境維持開発省職員）を2020年4月までの契約で傭上し、AI-CD事務局機能を補完している。競争参加者の求めに応じ、当該ローカル人材の連絡先の紹介が可能。なお、2020年3月までは、発注者の了解の範囲内で、受注者も同ローカル人材への業務の依頼が可能。

⁵ 過去の年次会合の実績は、配布資料「アフリカの角地域会合報告書」及び「サヘル地域会合報告書」を参照。

それぞれの年次会合は、原則3日の予定で開催されるが、現時点で想定されている具体的な内容は以下のとおり。

1日目：AI-CD参加国の活動状況共有
2日目：年次毎の課題に対する議論
（例えば、第3回会合では、資金アクセスに向けた事業案件概要発表・共有）

3日目：今後の取組方針の共有・現地視察

なお、第4回サヘル地域会合については、アフリカ開発銀行（AfDB）の共催が予定されており、開催日程を5日間と予定している。現時点で想定されている具体的な日程は以下のとおり。

1日目：AI-CD参加国の活動状況共有
2日目：AfDBによる事業概要紹介
3日目：AfDBによる資金獲得に向けた各国コンサルテーション実施
4日目：参加各国における外部資金獲得に向けた活動・知見の共有
5日目：今後の取り組み方針の共有・現地視察

3) 具体的業務内容

以下の具体的業務内容のうち、b)、g)、h)及びi)についてはサヘル地域会合及びアフリカの角地域会合の両方を対象とし、それ以外についてはサヘル地域会合のみを対象とする。

a) 地域会合の企画立案への支援

地域会合の内容については、主催者及び共催者が最終確定するが、その企画立案に際しては、AI-CD全体の進捗や情報を把握している受注者が、アイデアやコンセプトの提供を行う。

b) 企画実施に必要な情報提供

また、受注者は、地域会合の内容・企画が確定した後に、本件業務に関連して収集している情報等の範囲内で、当該内容・企画に関連して必要な資料、情報（企画にあった登壇者候補情報等を含む。）の提供を行う。

c) 招待状の送付と参加者情報の取りまとめ

各地域の参加国、パートナー機関及びその他過去の地域会合に参加実績のある団体等を含めた招待状送付先リスト案を作成し、主催者の了解を取り付けたうえで、会合への招待状を発出し、参加者情報を取りまとめる。

d) 会合の準備

主催者及び共催者とも連絡を取りながら、以下の準備を行う。

- ✓ 受注者が担当するプログラムの準備⁶
- ✓ 共催者やパートナー機関等が担当するプログラムの登壇者への発表準備依頼・催促・資料の受領・確認
- ✓ 会場の借上げ・通訳の備上
- ✓ 会場の設営
- ✓ 資料の印刷
- ✓ 参加者への便宜供与（フライトの予約や宿泊手配、移動手段の確保等）等。

⁶ 「受注者が担当するプログラムの準備」については、「g) 受注者担当プログラムの実施」の準備を意味しており、これはサヘル地域年次会合及びアフリカの角地域年次会合の両方で実施することが想定されています。このため、d)に記載されていますが、この「準備」については、アフリカの角地域の年次会合についても実施することとなります。

- e) 会合に係る「発注者負担経費」の処理
 サヘル地域会合については、発注者が以下の経費を負担することとしている。受注者は、以下の経費の支払い代行を行う。
- ✓ 航空賃及び日当・宿泊料等の旅費（対象国：各2名、CILSS：1～2名）
 - ✓ 会場借上費
 - ✓ 通訳備上費
 - ✓ 資料作成・印刷費
- f) 地域会合の円滑な運営支援
 受注者の業務従事者（2名程度）が地域会合開催前（3日前程度）に開催地に渡航し、開催準備状況の確認を行うとともに、主催者及び共催者に対する必要な支援を行う。
 なお、地域会合参加者への査証取得のためのレター発行等は主催者又は共催者が行うが、このような手続きの状況確認も行い、地域会合の円滑な開催を支援する。
- g) 受注者担当プログラムの実施
 地域会合において受注者が担当するとしたプログラム（AI-CDの進捗状況の報告や資金モダリティの紹介等が想定される。）について、実施する。
- h) 地域会合各セッションへの出席
 受注者は、地域会合の各セッションへ出席し、必要に応じ、本業務の実施過程で収集・入手している情報等の範囲内で、情報の提供等を行う。
- i) 地域会合の報告書作成
 地域会合の結果を報告書（英文・仏文、A4版2～4ページ程度。写真含む。）に取りまとめ、AI-CDウェブサイトへの掲載及び関係者への送付を行う。

(2) 国際会議におけるサイドイベント等の実施支援

1) 国際会議開催日程

AI-CD後期活動における国際会議の開催予定は下表のとおり。発注者は、当該会議の日程期間中に、AI-CDの活動の一環として、再度イベントの開催やフォローアップ会合の開催を予定している。

国際会議	開催予定時期	場所
UNCCD COP15	2021年秋頃（3日間程度）	未定（ドイツ・ボン想定）
TICAD8	2022年8月頃（3日間程度）	未定（ケニア・ナイロビを想定）

2) UNCCD COP15のサイドイベントにかかる業務

UNCCD COP15におけるサイドイベントは、当該会議への参加者を広く対象として、AI-CDの活動・成果を紹介する2時間程度のイベントで、AI-CD事務局である発注者が、AI-CDの共催機関とも相談しつつ、主催する。

受注者は、以下の項目について、発注者を支援する。

- a) 本件業務に関連して収集している情報等の範囲内で、発注者がサイドイベントの企画案を検討するに当たって参考となる情報・資料・材料（企画内容に合った登壇者候補リストを含む。）を取りまとめ、発注者に提出する。
- b) サイドイベントコンセプトをAI-CD関係者（ケニア、セネガル、UNCCD等）を共有し、コメントを聴取する。

- c) 発注者が確定したサイドイベントコンセプトをUNCCD COP15事務局へ提出し、サイドイベント開催に向けた必要な調整（会場手配を含む。）を行う。
- d) サイドイベントに必要な資料を作成・準備する。
- e) サイドイベント当日の運営は発注者が実施⁷するが、受注者は業務従事者（2名程度）を参加させ、運営を支援（会場設営、参加者対応等）させる。
- f) サイドイベントの結果を報告書（英文・仏文及び和文、A4版2～4ページ程度。写真含む。）に取りまとめ、AI-CDウェブサイトへの掲載及び関係者への送付を行う。

3) UNCCD COP15のフォローアップ会合にかかる業務

AI-CD参加国の窓口担当者は、UNCCDの窓口担当者を兼ねている場合が多く、UNCCD COP15には、AI-CD関係者が多く参加することが想定されるため、この機会を利用して、AI-CDの進捗の確認と成果の共有、今度の活動方針の確認を目的として、半日程度の日程でフォローアップ会合を開催する。

主催者は、AI-CD事務局である発注者であるが、受注者は、以下の項目について、発注者を支援する。

- a) 本件業務の進捗及びフォローアップ会合の目的を踏まえ、フォローアップ会合の企画案を作成する。
- b) 発注者が承諾した企画案に基づき、必要な資料の作成、登壇者への依頼・調整、会場手配を行う。
- c) AI-CDの参加国及びパートナー機関にフォローアップ会合の案内を送付し、出席者を取りまとめる。
- d) フォローアップ会合には発注者も参加するが、当日の運営は主として発注者が主体的に実施（会場設営、イベントの進行管理、参加者対応等）する。このため、受注者は業務従事者（2名程度）を参加させる。
- e) フォローアップ会合の結果を報告書（英・仏語、A4版2～4ページ程度。写真含む。）に取りまとめ、関係者へ送付する。

4) TICAD8におけるサイドイベントに係る業務

TICAD8におけるサイドイベントは、当該会議への参加者（一般参加者を含む。）を広く対象として、TICAD8の活動の一環と位置付けられるAI-CDの活動・成果を紹介する3時間程度のイベントで、AI-CD事務局である発注者が、AI-CDの共催機関とも相談しつつ、主催する⁸。

受注者は、以下の項目について、発注者を支援する。

- a) 本件業務に関連して収集している情報等の範囲内で、発注者がサイドイベントの企画案を検討するに当たって参考となる情報・資料・材料（企画内容に合った登壇者候補リストを含む。）を取りまとめ、発注者に提出する。
- b) サイドイベントコンセプトをAI-CD関係者（ケニア、セネガル、UNCCD等）を共有し、コメントを聴取する。
- c) サイドイベントに必要な資料を作成・準備する。

⁷ 発注者の担当者（管理職レベル）がサイドイベントに参加して、イベント全体の進行を整理することとなるが、イベントでの発表内容やプログラムについては、受注者の主体的な参画が求められる。

⁸ TICAD8におけるサイドイベントについては、TICAD8が砂漠化対処に特化した国際会議ではないことから、業務の内容が相当程度変更される可能性がある。TICAD8はⅡ／Ⅱ期に実施されるため、Ⅱ／Ⅱ期の契約書締結に際して、最新の情報に基づき、業務内容変更の可否を発注者・受注者で確認することとする。

- e) サイドイベント当日の運営は発注者が実施するが、受注者は業務従事者（2名程度）を参加させ、運営を支援（会場設営、参加者対応等）させる。
- f) サイドイベントの結果を報告書（英文・仏文及び和文、A4版2～4ページ程度。写真含む。）に取りまとめ、AI-CDウェブサイトへの掲載及び関係者への送付を行う。

5) AI-CD関係者の招へい

国際会議（UNCCD COP15及びTICAD8）におけるサイドイベント及びフォローアップ会合については、AI-CD関係者（2～3名を想定）を招へいする。本招へいに関連して、受注者は以下の業務を行う。

- a) 会議参加登録の支援
- b) 航空券の手配及び支払の代行（航空賃は発注者が負担）
- c) 宿泊先の手配
- d) 発表資料等の作成依頼、調整、受領
- e) 日当・宿泊料支給の代行（日当・宿泊料は、発注者の基準に基づき、発注者が負担）

6) 国際会議におけるその他の業務

国際会議では、日本政府やJICAが独自にサイドイベントを開催する可能性がある。当該サイドイベントにおいて、AI-CDに関係する情報や資料を必要とする場合、その求めに応じ、情報、素材の提供や資料の作成を行う。

(3) 参加国間の知識・知見の共有

AI-CD参加国を含む当該地域の砂漠化対処に係る取組や優良事例について、関係者間で情報共有を容易に行うことを目的として、セネガル環境持続開発省やCILSSとも協議の上、以下の業務⁹を行う。なお、以下の業務のうち、1)～3)の全部または一部について、再委託によって実施することを認める。

本業務については、サヘル地域のみを対象として実施する¹⁰。

1) 優良事例の収集と選択

AI-CD参加国における優良事例を地域会合の機会等を活用し収集する。これらに加え、CILSSがすでに所有するサヘル地域の優良事例（約350件）のうち、AI-CDと関連性が深い優良事例を20例程度選択する。

2) ウェブサイトの構築

選定した優良事例をAI-CD参加国等と「知識共有」を行うためのウェブサイトを構築し、2020年サヘル地域会合までに公開する。

なお、当該ウェブサイトは、AI-CD終了後もセネガルやCILSS等によって継続的に運用されることを想定し、セネガル又はブルキナファソ等、サヘル地域からアクセスしやすく、かつ継続しやすい仕様とする¹¹。また、国際機関やドナー等が有する既存のウェブサイト（AI-CDウェブサイトを含む。）とのリンク構築やAI-CDのSNSとの連携等を図る。

3) ガイドラインの作成

⁹ 本業務の内容の具体的プロセスについては、CILSSが作成し、2019年7月のサヘル地域会合で合意された知識共有に関するTOR（配布資料参照）を参照すること。

¹⁰ アフリカの角地域は、技術協力CADEPの中で実施している。

¹¹ 日本のサーバーは言語上も運用が困難と思われるので想定しない。

優良事例を政策立案に活用するため、以下の項目を含むのガイドライン¹²を作成する。作成したガイドラインを活用し、2021年のサヘル地域会合（セネガル）の機会に、ガイドラインの普及及び効果的な活用促進を目的としたセミナーを開催する。

- Approaches to Achieving AI-CD Pillars
- Implementation at the Local Level
- Good Practices in the Sahel Countries

4) ウェブサイトの維持方法の検討

上記「知識共有」ウェブサイトがAI-CD実施期間後にも維持及び活用されるための方策を検討し、提案する。

(4) AI-CD参加国の外部資金へのアクセス向上

1) 国際機関等の支援モダリティ情報の整理

AI-CD参加国が案件形成及び資金獲得を行う上で有用と思われる以下の国際機関・ドナー等の支援戦略や支援モダリティ等の情報を収集、分析、整理し¹³、AI-CD参加国と共有する。日本国政府が拠出する基金がある場合には、重点的に情報収集する。

本情報の整理は、2020年6月までに実施する。

- ✓ 日本大使館（草の根・人間の安全保障無償資金協力等）
- ✓ 地球環境ファシリティ（GEF）
- ✓ 国連食糧農業機関（FAO）
- ✓ 国連砂漠化対処条約（UNCCD） Global Mechanism（土地劣化中立性（LDN）基金を含む。）
- ✓ 国連開発計画（UNDP）
- ✓ アフリカ開発銀行（AfDB）
- ✓ 世界銀行
- ✓ 緑の気候基金（GCF）
- ✓ 国際農業開発基金（IFAD）
- ✓ 民間企業（事業及びCSR活動）

2) 参加国の資金アクセス活動への支援

各地域の第3回地域会合の際に、モーリタニアを除く各参加国（計14ヶ国）が事業概要書（プロジェクト・コンセプト・ノート）を作成している。今後、各参加国が、本事業概要書をもとに事業提案書（プロジェクト・プロポーザル）を作成し、必要な資金の獲得を目指すこととなる。発注者は、AI-CDの期間中に、6ヶ国程度の事業提案書が、適当と思われる資金リソースに対して提出されることまでを目標としている¹⁴。

¹² アフリカの角地域においては、既に本ガイドラインが完成しているため、ガイドラインの具体的なイメージは、同ガイドラインを参照すること。なお、ガイドラインの名称は、「Guideline on Effective Measures for Combating Desertification for Achieving Sustainable Development in the Sahel」とする予定。

¹³ 現時点で発注者が有している国際機関・ドナー等の支援戦略や支援モダリティ等の情報については、配布資料を参照。

¹⁴ 6ヶ国程度の事業提案書の提出は、発注者の目標であって、契約の債務として実施・実現（履行）されるべき業務内容ではない。

この目標の達成に向けて、受注者は、各参加国に対し必要な技術助言を行う。具体的には、以下のとおり。

a) 資金リソース情報の提供

各参加国が策定した事業概要書の内容に基づき、上記の国際機関・ドナー等の支援戦略や支援モダリティ等の情報も踏まえ、①事業提案書策定に当たって利用可能と判断される資金リソースの候補、及び②事業実施資金として適当と思われる資金リソース（JICA事業である円借款、無償資金協力、技術協力等を含む。）を紹介する。

なお、資金リソースの紹介は、その獲得可能性にも配慮しつつ、我が国の資金、又は我が国が拠出する基金を優先して紹介する。

b) 事業概要書に対する技術的コメント

各国差策定した事業概要書について、その内容を確認し、その改善に必要な技術的アドバイスを文書により行う。具体的には以下の項目を含むアドバイスとする。

- 事業の活動内容と目標の整合性の確認
- 事業活動内容に係る具体性の確保（専門家の確保方法等）
- 事業費積算内容の根拠データの確認
- 紹介した資金リソースの特徴と申請に当たっての留意点
- 資金獲得までのプロセスに係る留意点
- JICA 事業への応募・採択可能性（発注者の確認の上、アドバイスすること。）

c) 国内ワークショップの開催支援

上記 a) 及び b) については、電子メール等を通じて実施し、地域会合や国際会議等の機会に補足することとするが、事業概要書の熟度が高いと判断されるケニア、南スーダン、エチオピア、ニジェール、ブリキナファソ及びセネガルの6ヶ国¹⁵については、事業提案書のとりまとめや国内関係者の合意形成を行うことを目的として各対象国が主催して実施する国内ワークショップの開催を支援する。

具体的な支援内容¹⁶については、当該対象国と相談の上、発注者の承諾を得て確定し、実施する。

d) 国内ワークショップ開催経費の支払代行

国内ワークショップの開催について、AI-CDの事務局である発注者は、開催に係る以下の経費を負担することとしている。受注者は、これら経費の支払の代行を行う。

- ✓ 会場借上費
- ✓ 参加者交通費

3) 国際機関・ドナー等からのヒアリング

参加国が事業提案書に取りまとめる個別事業に関し、資金獲得の可能性を確認するため、地域会合や国際会議の場などを利用し、1) で情報収集、整理した国際機関・ドナー等からヒアリングを行い、必要に応じて各参加国にフィードバックする。

¹⁵ 対象国及び国数については変更される可能性がある。その場合、必要に応じ、発注者と受注者で契約変更の必要性を協議する。

¹⁶ 受注者の業務従事者が現地に渡航し（3か国程度を想定している）、技術的なアドバイスを行うことを想定している。

資金獲得の可能性¹⁷がある場合、併せて、各参加国と当該国際機関・ドナーとの間での対話チャンネルを確保する。

(5) その他付帯業務

1) 我が国の自然環境分野に関連する支援の情報の収集、整理、発信

a) 支援事業情報の収集・整理

これまでに我が国（政府、JICA、研究機関、及びNGO等を含む。）が実施した砂漠化対処に関連する支援事業を10案件選定し、その概要や成果品（マニュアル等）、その他活用可能な成果を収集・整理してとりまとめる。

対象案件の選定にあたっては、発注者が提供する対象候補案件リストに加え、受注者が情報収集した事業を対象に、発注者と協議して、決定する。

支援事業情報は、案件シート（A4版2～3ページ程度。写真含む。）に取りまとめる。

b) ウェブサイトへの掲載

案件シートをAI-CDウェブサイトの「Japan's Cooperation」ページ（<http://aicd-africa.org/archives/category/japanscooperations?ln=>）に掲載する。

c) 外部サイトとのリンク

案件シートが以下を含む外部サイトに掲載されるよう、関係機関と調整を行う。正式レターが必要な場合は、発注者が対応する。

✓ UNCCD Knowledge Hub

（<https://knowledge.unccd.int/home/knowledge-sharing-systems>）

✓ World Overview of Conservation Approaches and Technologies (WOCAT)

（<https://www.wocat.net/en/global-slm-database>）

d) パンフレットの作成

本契約で作成した案件シートに発注者が先行して作成した案件シートを加え（計20件）、これら支援事業を紹介するパンフレット（英文及び仏文）を作成する。作成時期は、2021年4月を目途とする。

パンフレットの仕様はA4版又はA5版のカラー印刷とし、発行部数は英文・仏文それぞれ100部とする。なお、電子データを併せて提出する。

2) AI-CDウェブサイトの維持管理

AI-CDウェブサイト（<http://aicd-africa.org/>）を維持管理する。本ウェブサイトのサーバーは本邦で管理できるものとする。本業務については再委託して実施することを認める¹⁸。具体的な内容は以下のとおり。

a) インターネット環境が悪い地域においても表示可能な軽いサイトとするとともに、アフリカ各国で利用者が急増しているタブレットやスマートフォンでの表示にも対応させる。

b) 言語は、英語を基本とし、その半分程度を目安に仏語ページも用意する。

c) 1年間あたり、英文・仏文各40ページ程度の更新・追加を実施する。

¹⁷ 新規案件としての資金獲得のみならず、既存プロジェクト等の枠組みの中で、資金確保ができる場合もあるのではないかと想定している。

¹⁸ 発注者が先行して実施している「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ情報収集・確認調査」にて再委託されているサーバーレンタル会社への継続的な再委託を推奨する。

- d) 更新・追加するページの内容は、主に以下の項目を想定する。なお、更新・追加するページの内容については、事前に発注者の確認を得るものとする。
 - ✓ AI-CD のイベント等の活動概要（AI-CD で実施する地域会合やサイドイベント等は基本的にすべて掲載する。）
 - ✓ 世界の砂漠化対処に関連する記事（月 1 回程度。AI-CD 参加国やパートナー機関からの投稿を含む。）
 - ✓ 過去に我が国が実施した砂漠化対処に関連する支援事業の紹介（10 件程度）
 - ✓ 砂漠化対処に係る他ドナー・国際機関等の関連リンク集の充実
- e) AI-CD関係者間のネットワーク・ツールとして、メーリングリストを運営する。

3) SNS等による情報発信

AI-CDが運営するFacebook (<https://www.facebook.com/aicd.official/>) 及びTwitter (https://twitter.com/aicd_official) を継続運用し、情報更新を行う。

Facebook及びTwitterでの情報発信は月3回程度とし、英文及び仏文を併用し、基本的に両ツール同一内容とする。

内容としては、イベント報告やAI-CDウェブサイトの更新情報、AI-CD以外の砂漠化対処に関する記事や、AI-CDに関連する機関や関係者の関連ポストのシェアなども含む。なお、情報発信の内容については、事前に発注者の確認を得るものとする。

4) 課題別研修における講義等

発注者は、毎年11月頃に、約2週間の日程で、課題別研修「サブサハラアフリカ 気候変動に対するレジリエンス強化のための砂漠化対処」（JICA筑波実施）を実施している。

受注者は、当該研修（2020年度及び2021年度の2回）において、以下の業務を実施する。

a) 講義の実施

3時間程度の日程で、AI-CDの紹介と資金アクセスに関する講義を実施する。

b) アクションプラン発表への参加

研修員によるアクションプラン発表等に参加し（1日）、研修員の発表に対して、専門的見地に基づいたアドバイスを行う。

7. 報告書等

本業務においては、各契約履行期間の終了時点において、業務完了報告書を提出する。業務完了報告書の内容は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書の内容

当該業務履行期間に実施した業務内容を「4. 業務の概要」に示す項目ごとに整理して記述する。なお、当該業務履行期間中に発注者に提出した各種資料（地域会合開催の報告書等）のうち、発注者が指示する資料を別添として添付すること。

(2) 業務完了報告書の部数・仕様

部数：和文3部、英文1部、仏文1部
様式：簡易製本及び電子データ

(3) 業務完了報告書の提出期限

I / II期： 2020年12月11日

II / II期： 2022年11月11日

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

2020年1月から業務を開始し、2022年11月の終了を目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

約 26 人月 (M/M)

なお、以下の業務については、業務履行過程で現地渡航人月 (M/M) や現地渡航人数などを発注者と協議して決定していくこととなりますので、プロポーザルにおいては、以下に示す業務量を想定してください。

ただし、I / II 期及びII / II 期の通期の業務量を提示しています。いずれの業務履行期間にどの程度の業務量を割り当てるかについては、プロポーザルで提案してください。

1) 年次会合の実施支援（特記仕様書案「6. 業務の内容」の(1)）

8. 0人月 (M/M)

2) 国際会議におけるサイドイベント等の実施支援（同(2)）

4. 0人月 (M/M)

3) AI-CD参加国の外部資金へのアクセス向上（同(4)）

7. 0人月 (M/M)

(2) 業務従事者の構成（案）

本調査には、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定しているが、競争参加者は、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルで提案すること。

1) 業務主任者／援助協調／資金動員（2号）

2) 砂漠化対処／各国事業形成促進（3号）

3) 広報／地域協力促進

3. 便宜供与

AI-CDの活動については、共催機関であるケニア政府及びセネガル政府が主体的に実施する体制が構築されている。

ケニア政府やセネガル政府等、AI-CD参加国やパートナー機関等に際し、正式な便宜供与の依頼を行う必要がある場合、当該国のJICA事務所が対応するので、前広に相談すること。

4. 配布資料等

(1) 配布資料

➤ AI-CD 概要（和文）

➤ AI-CD パンフレット（和文）

➤ TICAD6 AI-CD サイドイベントで採択した成果文書：「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」に関する合意文書

(STATEMENT, TICAD 6: AI-CD Side Event (27 August 2016))

➤ AI-CD アフリカの角地域 TOR（英文）

- アフリカの角地域会合報告書（第1回（英）、第2回（英）、第3回（和））
- AI-CD サヘル地域 TOR（英文）
- サヘル地域会合報告書（第1回（英）、第2回（和）、第3回（和））
- 各国及び各パートナー機関作成アクションプラン（2017年2月（アフリカの角）・3月（サヘル）作成）（英文）
- UNCCD COP13（2017年9月）AI-CD サイドイベント等報告書
- UNCCD COP14（2019年9月）AI-CD サイドイベント等報告書
- 「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ情報収集・確認調査」中間報告書
- サヘル地域知識共有に関する TOR（CILSS 作成）
- Guideline on Effective Measures for Combating Desertification for Achieving Sustainable Development in the Horn of Africa 及び Case Study (September 2019)
- ケニア 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト（CADEP）（技協、2016-2021年）関連資料（PDM等）

（2）公開資料

- TICAD6 サイドイベント開催報告
https://www.jica.go.jp/press/2016/ku57pq00001ufjon-att/20160830_15_j.pdf
- 本イニシアティブに関連する「自然環境だより」
 ※リンクへ飛ばない場合は、アドレスをコピーの上検索にかけることで表示可能。
https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/nature_info.html
 （第8号）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/ku57pq00001leyqb-att/201609.pdf
 （11号）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/ku57pq00001leyqb-att/201512.pdf
 （23号）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/ku57pq00001leyqb-att/201910.pdf
- AI-CD ウェブサイト
<http://aicd-africa.org/>
- AI-CD SNS
<https://www.facebook.com/aicd.official/>（Facebook）
https://twitter.com/aicd_official（ツイッター）

5. 現地再委託・本邦再委託

本業務のうち、以下の業務については、本邦又は現地での再委託を認める。

- 参加国間で共有すべき優良事例の抽出・整理及びウェブサイト立上げ等の業務（特記仕様書案「5. 業務の内容」>「（3）参加国間の知識・知見の共有」>1）～3））
- 「AI-CD ウェブサイト」運営に係るサーバーの確保及び同ウェブサイトの運営・

維持管理（特記仕様書案「5. 業務の内容」>「(5) その他付帯業務」>「2) AI-CD ウェブサイトの維持管理」)

その他の業務実施に関しては、再委託の対象となる業務は想定していない。なお、以下の業務の再委託については、契約約款第4条第3項に基づき、発注者の承諾を要しない。

- 地域会合等への参加者に対する航空券の発給等に係る旅行エージェント業務
- パンフレットの作成・印刷業務

6. 預り金の取扱い

AI-CD事務局として発注者が負担することとしている経費を受注者が支払代行する場合、当該経費については契約金額とは別に「預り金」として取扱い、契約金額とは別に積算を行い、契約に含めるものとする。

契約書締結に当たって、以下の金額を「預り金」として計上する予定であるが、契約交渉の結果により、金額が変動することがある。また、各契約履行期間への分割方法についても、契約交渉で協議する。

経費項目	経費内訳	金額
国際会議のサイドイベント実施経費 (UNCCD COP15)	招へい参加者の旅費 (3名)	2, 100千円
	開催諸経費	900千円
国際会議のサイドイベント実施経費 (TICAD8)	招へい参加者の旅費 (2名)	800千円
	開催諸経費	200千円
国内ワークショップ経費	会場借上費 参加者国内旅費	6, 000千円
合 計		10, 000千円